

2024年12月6日
北海道電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（2025年1月の検針日から2025年4月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしました。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表(燃料費調整) 1 (2) ロ(ホ)に定める2025年1月の検針日から2025年3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	9.71	0.88
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	19.42	1.77
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	38.84	3.53
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	58.26	5.30
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	97.10	8.83
100ワットをこえる1灯につき50ワットまで ごとに	48.55	4.41
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	29.00	2.64
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	58.01	5.27
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	29.00	2.64
(b) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.78	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	1.57	0.14
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100ボルト アンペアまでごとに	1.57	0.14
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	15.65	1.42
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	15.65	1.42
(c) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	16.45	1.50
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	8.23	0.75

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(d) 農事用電力（脱穀調整用電力） 1 日につき 契約電力		
0.5キロワット	4.11	0.37
1 キロワット	8.22	0.75
2 キロワット	16.45	1.50
3 キロワット	24.67	2.24
3 キロワットをこえ1 キロワットを 増すごとに	8.22	0.75
b 従量制供給の場合 1 キロワット時につき	2.50	0.23

（２）別表（燃料費調整）１（２）ロ（ホ）に定める2025年3月の検針日から2025年4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1 灯につき	5.05	0.46
10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	10.10	0.92
20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	20.20	1.84
40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	30.30	2.75
60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	50.49	4.59
100ワットをこえる1 灯につき50ワットまで ごとに	25.25	2.30
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1 機器につき	15.08	1.37
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1 機器につき	30.16	2.74
100ボルトアンペアをこえる1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	15.08	1.37

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(b) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.41	0.04
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	0.81	0.07
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100ボルト アンペアまでごとに	0.81	0.07
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	8.14	0.74
総容量が1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	8.14	0.74
(c) 臨時電力		
契約電力1 キロワット1 日につき	8.55	0.78
契約電力0.5キロワットの場合1 日につき	4.28	0.39
(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	2.14	0.19
1 キロワット	4.28	0.39
2 キロワット	8.55	0.78
3 キロワット	12.83	1.17
3キロワットをこえ1 キロワットを 増すごとに	4.28	0.39
b 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	1.30	0.12

(3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(1) 定額制供給の場合		
イ 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの 1 灯につき	0.671	0.061
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1.342	0.122
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	2.683	0.244
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	4.025	0.366
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	6.708	0.610
100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまで ごとに	3.354	0.305
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2.003	0.182
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの 1 機器につき	4.007	0.364
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	2.003	0.182
ロ 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.054	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	0.108	0.010
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100ボルト アンペアまでごとに	0.108	0.010
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1.081	0.098
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1.081	0.098
ハ 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.136	0.103

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.284	0.026
1 キロワット	0.568	0.052
2 キロワット	1.136	0.103
3 キロワット	1.704	0.155
3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに	0.568	0.052
(2) 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	0.173	0.016